

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 令和6年4月26日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	栗田	和美	2番	石園	順市	3番	稲木	伸顕
4番	井上	富夫	5番	大西	善郎	6番	小川	佳
7番	海山	貞佳	8番	川添	誠司	9番	小林	幸男
10番	里見	廣治	11番	杉本	英昭	12番	高田	吉敏
13番	竹村	昇	14番	中井	弘	15番	西川	公昭
16番	西川	美鈴	17番	濱堀	秀規	18番	林	博子
19番	藤江	厚子	20番	向	栄治			

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について	
所有権移転:	1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	2件
③ 地目照会について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年4月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。
委員定数20名の内、出席20名であり、委員全員にご出席いただいておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。
進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
議事録署名人は、3番 稲木委員さん、4番 井上委員さんをお願いいたします。
それでは、議案に基づき、議事進行にまいります。
『議案第1号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いいたします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。

小林委員 9番。借人は大麻町と北島町でケールやじゃがいもなどの野菜を栽培している法人です。
申請地は、大正橋のふもとに位置する農地です。賃貸借契約後はケールを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見ををお願いします。

竹村委員 13番。譲受人は大麻町で水稻や果樹等を栽培している農家です。
申請地は、徳島県建設労働組合 北部事務所から西へ150mほどに位置する農地です。これまで自家消費用に野菜を栽培していましたが、管理が難しくなってきたところ、このたび譲受人との売買の話がまとまり本申請に至りました。
取得後もこれまでと同様に自家消費用に野菜等を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で、議案第1号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見を願います。

杉本委員 11番。申請者の現在の住宅及び農業用倉庫が、国土交通省四国地方整備局が施行する「旧吉野川改修地震津波対策事業工事」に必要な土地となり、他所へ移転しなければならなくなり、自宅近くの申請地に移転するため今回の申請となりました。
事業計画では、他の耕作者の農地と隣接する申請地西側に擁壁を新設して土砂の流出防止に努めるとともに、盛り土を行い整地後に農家住宅及び農業用倉庫を建築します。
排水については、合併処理浄化槽を経由したのちに南側の水路に放流することとしており、地元自治会の同意を得ています。
ご審議の程、よろしくをお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いします。

事務局係長 申請地は、大津橋から南東へ約260mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしくをお願いします。

大西会長 それではおはかりいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 私の案件でございますので、説明させていただきます。

申請者は現在大阪でナマコやホタテ等の干物の加工をする水産会社を営んでおります。事業拡大をするにあたり土地を探していました。

鳴門市の移住支援制度を知り、当該地が事業用施設地に適していたため申請地及び近隣地を購入する話がまとまり、今回の申請となりました。水産加工を行うにあたり、従業員の車や社用車を駐車する場所が必要となるため、申請地を主に駐車場として利用する申請となります。

事業計画では、山土にて盛土造成をした後、採石を敷きます。排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。

問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、折野橋から南西へ約400mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 それではおはかりいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。

以上で議案第3号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <4. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について>
所有権移転 1件

・申請番号1について申請内容説明

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

『議案第4号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは『議案第4号』については原案どおり承認といたします。

続きまして、『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 11件>
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 8件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
(農業経営基盤強化促進法)
③ 地目照会について 1件

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして令和6年4月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時21分
令和6年4月26日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 稲木 伸顕

議事録署名者 井上 富夫